

第2次庄内町空家等対策計画(案)に関する意見募集の結果について

令和8年2月13日

庄内町建設課

- 1 意見募集期間 令和7年12月22日(月)から令和8年1月30日(金)まで
- 2 意見提出人数 1人
- 3 意見提出件数 6件
- 4 提出意見と意見に対する庄内町の考え方

| 番号 | 提出された意見 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | <p>本町は、超高齢化社会(約4割)が進み、核家族化や単身世帯、高齢者のみの世帯といった小規模世帯が増加し、その結果、病気や介護、相続等が起因して、空家化しやすい状況が発生している。令和6年度の実態調査結果(P12表2-1)から見えてくることは、所有者の約8割が60歳代以上の高齢者で、この先の維持管理が困難であることが予測される。空家等と考えられる建物の所有者等562人には、郵送でアンケートを取っているが、単身世帯や高齢者のみの世帯あてのアンケート調査はやっていますか。</p> | <p>単身世帯や高齢者のみの世帯については、将来空き家になる可能性が高いと考えられる世帯ではありますが、空き家予備軍としての理由は多様であり、単身世帯や高齢者のみの世帯に限定した個別のアンケート調査は行っていません。</p> |
| 2 | <p>空家等にならないための、町独自の対策は何ですか。</p> <p>「庄内町空き家対策ガイドブック」とは別に、毎年、固定資産税の徴収のお知らせと併せて、所有者の責任、変更、相談等の周知チラシを発送すれば、少しでも防止につながるのではないのでしょうか。</p> | <p>毎年、固定資産税納入通知書に、空き家バンクや空家解体補助金の制度を紹介するチラシを同封しております。</p> <p>チラシの記載内容については、空き家を放置しないという意識向上につながるような記載となるよう改善に努めてまいります。</p> |
| 3 | <p>P31、町内の不動産事業者4社のアンケート結果が掲載されています。実際、他自治体に住んでいれば、町外の不動産事業者を利用されるケースが多いかと考えられますが、町はどのように捉えていますか。</p> | <p>町内に存在する土地建物の売買等を行う場合においても、所有者等が町外に在住している場合や、特定の条件下において町外事業者を選択する必要性が生じることも考えられます。</p> <p>町としては、地域経済の循環を促す立場から町内業者の利用を推奨しておりますが、所有</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | 者の利益や利用状況にも配慮し、その判断を否定するものではありません。 |
| 4 | P36、(表2-6) 空き家利活用促進事業補助金、(表2-7) 老朽空家解体補助事業補助金、各補助金の令和6年度・交付状況件数に対する金額をご説明をお願いします。 | 空き家利活用促進事業補助金 登録促進補助金 244千円 利用促進補助金 494千円 老朽空家解体補助事業補助金 2,880千円 |
| 5 | <p>P37、(表2-8) 建築物等除却解体支援事業補助金は、令和6年度0件です。申込がなかったのですか。補助金の規定を簡単にご説明をお願いします。</p> <p>私が住んでいる借家から、10メートルの範囲内に空き家があり、ガラスは割れ、家の中に木が生い茂っていて物が散乱してる状況がわかります。こういった空家を、町はどう把握されていますか。調査、写真で確認しているのであれば、日付、庄内町建設課〇〇連絡先等表示して頂けると一目でわかります。</p> <p>2年前、町内会の通常総会で、茶屋町で火事があったこともあり、空家に対する質問がありました。その際、役員は町から何も言われていないし、問題はないと、回答しています。(疑問です?)</p> | <p>申し込みがありませんでした。当該補助金の概要については、P37記載のとおりです。</p> <p>町内に存在する空き家については、自治会からの情報を基に現地調査を実施し、当該空き家の利用状況などは所有者等に対するアンケートにより確認を行い把握しております。</p> <p>表示を残すことにより、暗に当該物件が空き家であることを示すこととなり、所有者等とのトラブルや、不法侵入やその他の犯罪を誘発するリスクを高める恐れがあるため、表示を残すことは控えさせていただきます。</p> <p>空き家で火災があり、その後の状況が道路の一般交通や周辺への悪影響が著しい場合、まずは所有者等の特定を行い、所有者等から対応していただくこととなります。</p> <p>所有者等が確知できない場合で、かつ緊急性が高い物件に対しては、略式代執行や緊急代執行を検討することとなります。</p> |
| 6 | 商店街の空き家も目立っております。軒先が傾いていたり、歩道は雑草がひどく、雨水が溜まっています。町の安全や美化のためにも、自治会役員には、 | 空き家の増減については、年1回の頻度で自治会から情報提供をいただき確認を行って |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>きちんと空家の状況を伝えて頂きたいと思います。 また、町道、側溝、水道等、防災の面での整備も関係してくるのではないかと考えます。</p> | <p>います。 その中に空き店舗が含まれている場合もありますが、今後、自治会から情報提供をいただく際には、空き店舗も調査の対象とするか否かの明示を行ってまいります。</p> |
|--|---|--|